

【資格取得（加入）について】

「医師の方」と、「医師以外の方」では、加入手続きや提出書類が異なりますのでご確認ください。

【従業員が加入する場合】（千葉県内の事業所に勤務されている方のみ）

以下の書類が必要となります。

- ・国民健康保険被保険者資格取得届
- ・世帯全員の住民票（発行から3か月以内のもの）
※外国人住民の方は、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分を省略しないようご注意ください。
- ・加入状況確認書
- ・健康保険適用除外承認申請書（厚生年金に加入している事業所のみ）
- ・マイナンバーカード若しくはマイナンバー通知カードの写し
※世帯全員の住民票にマイナンバーが記載されている場合は添付不要です。

◎「勤務医」の方は第1種組合員（勤務医）としてのご登録となりますので、上記の書類と併せて、以下の手続き等が必要です。

◆必要な手続き

各地区医師会を通じて千葉県医師会へご入会下さい。

◆追加必要書類

口座振替依頼書

【家族が加入する場合】（組合員と同一世帯の方のみ）

以下の書類が必要となります。

- ・国民健康保険被保険者資格取得届
- ・世帯全員の住民票（発行から3か月以内のもの）
※外国人住民の方は、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分を省略しないようご注意ください。
- ・加入状況確認書
- ・マイナンバーカード若しくはマイナンバー通知カードの写し
※世帯全員の住民票にマイナンバーが記載されている場合は添付不要です。
- ・以前加入されていた健康保険組合が発行した「資格喪失証明書」を添付いただくか、取得届右下の「今まで加入していた健康保険」欄を正確に記入してください。

◎「医師」の方は、第1種組合員としてのご登録となりますので、上記の書類と併せて、以下の手続き等が必要です。

◆必要な手続き

各地区医師会を通じて千葉県医師会へご入会下さい。

※組合員と同一世帯の医師であって、疾病等の理由で医師として業務に就けない特別な事情がある場合は、お申し出いただいた後、理事会の決定により第1種組合員としないことも可能です。

詳細につきましては組合事務局（043-242-4273）までお問い合わせ下さい。

「医師」の方が医師国保組合に加入する場合には、第1種組合員としてご加入いただく事となります。

（第2種組合員や家族として加入する事はできません。）

また、第1種組合員となるには、千葉県医師会への加入が必須となります。

記入見本

国民健康保険

<資格取得理由> 該当する番号をご記入ください。
 社会保険離脱→2 生活保護廃止→3 出生→4
 後期高齢者離脱→8 その他(国保離脱など)→9

千医国	—	受付年月日	令和		
被保険者氏名	組合員区分	資格取得年月日	理由	職種	摘要
健康 一郎	組合員 本人	平成 令和 29年6月1日	2	6	
健康 花子	組合員 長女	平成 令和 29年6月1日			

<資格取得年月日>
 医師国保組合へ加入する日
 をご記入ください。

ご記入下さい。

<職種> 該当する番号をご記入ください。
 ○医師→1 ○薬剤師→2 ○技師→3
 ○助産師・看護師・准看護師→4
 ○看護助手→5 ○事務員→6 ○その他→9

<第1種(特別)組合員(事業主)>
 事業主の方の署名・捺印をお願いいたします。
 ※第1種組合員(事業主)の捺印は省略できません。

<今まで加入していた健康保険>
 加入していた健康保険をご記入下さい。

第1種(特別)組合員(事業主)	千医国 24	〒260-0026 ☎(043)(242)(4273)	所在地 千葉市中央区千葉港4番1号	医療機関 名称 保険クリニック	氏名 保険 太郎	個人番号 0000	全国健康保険協会 千葉支部	番号 01120013	証の番号 1234 567890	資格喪失年月日 平成29年6月1日
第2種組合員(勤務医である第1種組合員及び第1種特別組合員が取得)	千医国 24	〒260-0000 ☎(043)(242)(4273)	住所 千葉市中央区〇〇町1-2-3	氏名 健康 一郎						

<第2種組合員・
 第1種組合員(勤務医)>
 第2種組合員および第1種組合員
 (勤務医)が加入する際はこちらも
 ご記入ください。

委任欄	私は、下記の者を代理人と定め、この届の申請を委任します。※代理人の方の顔写真つき身分証明書の添付が必要です。
【代理人】	住所 千代田区〇〇〇〇 1-1-1 氏名 厚生 健太郎
【第1種(特別)組合員】	住所 千葉市中央区千葉港4番1号 氏名 保険 太郎

【個人番号の利用目的について】
 当組合は、被保険者の個人番号を第1の第3号国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に
 する。

<委任欄: 代理人(社会保険労務士など)の方が申請される場合>
 手続きを委任される場合は、「代理人」及び「第1種(特別)組合員」の両方の署名捺印が必要です。
 ○代理人の方は署名・捺印と併せて、顔写真つき身分証明書の添付が必要です。
 (運転免許証やパスポートなど)
 ※代理人、第1種(特別)組合員の捺印は省略できません。

取

国民健康保険被保険者資格取得届

※太枠内をご記入下さい。

千医国	—	交付年月日 令和	受付年月日 令和					
被保険者氏名	組合員区分	続柄	性別	生年月日	資格取得年月日	理由	職種	摘要
ふりがな	組合員 ・ 家族		男	昭和 平成 令和	平成 令和			
			女	年 月 日	年 月 日			
			個人番号					
ふりがな	組合員 ・ 家族		男	昭和 平成 令和	平成 令和			
			女	年 月 日	年 月 日			
			個人番号					
ふりがな	組合員 ・ 家族		男	昭和 平成 令和	平成 令和			
			女	年 月 日	年 月 日			
			個人番号					
ふりがな	組合員 ・ 家族		男	昭和 平成 令和	平成 令和			
			女	年 月 日	年 月 日			
			個人番号					

千葉県医師国民健康保険組合 様

第1種（特別）組合員（事業主）	千医国	〒 — ☎ () () ()	所在地	今まで加入していた健康保険について ご記入下さい。
医療機関 名称 氏名			〒 — ☎ () () ()	保険者名 (氏名ではありません)
			住所	保険者番号
		個人番号	氏名	被保険者証の 記号番号
				資格喪失 年月日
				平成 令和 年 月 日
委任欄	私は、下記の者を代理人と定め、この届の申請を委任します。※代理人の方の身分証明書の添付が必要です。			
	【代理人】	【第1種(特別)組合員】		
	住所	住所		
	氏名	氏名		

【個人番号の利用目的について】

当組合は、被保険者の個人番号を、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収業務で利用します。

理事長	常務理事	事務長	担当者	D I R	被保険者証	台帳

健康保険加入状況確認書

世帯全部の住民票に記載されているすべての方が現在加入している健康保険について、下記の欄に「氏名」及び「加入中の健康保険」を正しくご記入いただきご提出下さい。

(記入方法が分からない場合には、健康保険証のコピーを添付して下さい。)

なお、住民票上、同一世帯内の方は法律により市町村国保に加入する事はできません。市町村国保を離脱し包括して医師国保組合へご加入いただくこととなりますので、その場合は資格取得届に必要な事項をご記入いただき、ご捺印の上併せてご提出下さい。

医療機関名： _____ 組合員氏名： _____

氏 名		加入中の健康保険 (保険者名は正しい名称をご記入下さい)	
例	フリガナ <small>チバ ケンボ</small> ----- 千葉 健保	保険者名	全国健康保険協会
		支 部 名	千葉支部
1	フリガナ -----	保険者名	
		支 部 名	
2	フリガナ -----	保険者名	
		支 部 名	
3	フリガナ -----	保険者名	
		支 部 名	
4	フリガナ -----	保険者名	
		支 部 名	
5	フリガナ -----	保険者名	
		支 部 名	

支部がある場合には
支部名もご記入下さい。

※単身世帯や住民票に記載されている全員が医師国保組合に加入される場合は、この書類の添付は不要です。